

後期高齢者医療資格確認書

問 保険課 後期高齢・福祉医療係 ☎72-2101 (内線327・328)

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人、および65歳以上75歳未満の人で加入を希望した人(障がい認定を受けた人)が対象(被保険者)になります。

8月1日からはマイナ保険証または新しい資格確認書で受診してください

新しい資格確認書は、マイナ保険証の有無にかかわらず、全ての後期高齢者医療制度ご加入者に、住民票に記載された住所、または設定されている送付先へ7月中旬に届くようにお送りしました。

新しい資格確認書の色は「青色」になりますので、お手元に届きましたら、住所・氏名・負担割合などの記載内容をご確認ください。

なお、新しい資格確認書は8月1日からお使いいただけますので、7月31日までは黄色の被保険者証または資格確認書で受診してください。マイナ保険証でも受診できます。有効期限の過ぎた被保険者証等は処分してください。



有効期限は
令和8年7月31日

旧
(黄色)

▲ 令和7年7月31日まで

新
(青色)

▲ 令和7年8月1日から

福祉医療費受給者証

問 保険課 後期高齢・福祉医療係 ☎72-2101 (内線326)

8月1日からは新しい受給者証で受診してください

新しい福祉医療費受給者証を7月中旬に届くようにお送りしました。古い受給者証は処分し、新しい受給者証で受診してください。

【有効期限】 令和7年8月1日～令和8年7月31日

【受給対象者】 以下の表に該当する方

心身障害者	<ul style="list-style-type: none"> 特別児童扶養手当2級以上の人 身体障害者手帳3級以上の人 (65歳以上の方は4級でも該当になる場合があります。) 療育手帳A1・A2・B1の人 精神障害者保健福祉手帳2級以上の人 障害年金1級の人 (65歳以上の方は2級でも該当になる場合があります。) 65歳以上国民年金法施行令別表該当者
母子・父子家庭など	<ul style="list-style-type: none"> 18歳未満の児童を扶養している母及び児童 18歳未満の児童を扶養している父及び児童 父母のいない18歳未満の児童
75歳以上の低所得者世帯高齢者	市民税所得割を課せられていない世帯
子ども	出生から高校卒業まで (18歳到達後の3月31日まで) ※高校卒業まで同じ受給者証を使いますので、現在お持ちの受給者証を引き続きご利用ください。